

Title	〔商法九四〕虚偽の登記の放置と商法一四条(東京高裁昭和四一年五月一〇日判決)
Sub Title	
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1970
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.43, No.7 (1970. 7) ,p.98- 101
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19700715-0098

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 九四〕 虚偽の登記の放置と商法一四條

（東京高等昭和四一年五月一〇日判決
昭和三八年（ホ）一八五〇号所有権確認請求控訴事件）
下級民集一七卷五・六号三九五頁

【判示事項】

現になされている虚偽の登記を是正する措置をとるべき義務のある者がこれを放置していた場合と商法一四條の適用の有無（積極）

【参照条文】

商法一四條

【事実】

X会社（原告・控訴人）の取締役であった訴外Aは、昭和二三年二月一日付で同人が同年一月一日代表取締役就任した旨、および、同年四月九日付で取締役兼代表取締役訴外Bが同年三月一日に辞任した旨の登記をなしたが、それらはいずれもAの独断でなした不実の登記であった。このほか、同じ四月九日付でC、Dが同年三月二十七日にそれぞれ取締役を就任し、監査役E、Fが同年三月一日に辞任し、三月二十七日にGが監査役に就任した旨の登記がなされているが、これらはいずれもAが行つた不実の登記であり、C、Dお

よびGは名前だけを貸したものである。右にあげた一連の登記は、昭和二四年六月一日改正前の非訟事件手続法によつて行われたもので、当時の規定によると、株式会社の変更登記は総取締役の申請によつてなすことと定められていた（非訟一八八I）。そして、これらの不実の登記は改正法施行当時まで放置されていた。非訟事件手続法の改正によつて、株式会社の変更登記は代表取締役の申請によりなすことと改められたが（昭二四非訟一八八I）、その後昭和二五年四月一九日付で、Aが代表取締役に就任した旨の不実の登記がなされた。

昭和二五年七月二八日に、AはX会社の代表取締役として本件土地をY₁（被告・被控訴人）に売却したところ、Y₁はY₂に、Y₂はY₃（同様に被告・被控訴人）にそれぞれ転売した。ただし、移転登記は中間を省略して、Xから直接Y₃に移転した形式をとっている。そこでX会社は、XとY₁との売買は不実登記をしたAとY₁との間でなされた

もので無効であるとして、 Y_1 、 Y_2 、 Y_3 に対し所有権確認の訴を提起した。一審ではX会社の主張が認められなかつたので、X会社は代表取締役であつたBが不実登記を是正しないことについて過失がなく、また、商法一四条によつて保護さるべき第三者は、一定の要件を備へた者に限られるなどの理由をあげて、X会社に責任はないと控訴した。

【判旨】

控訴棄却。

「商法第一四条の「故意又ハ過失ニ因リ不実ノ事項ヲ登記シタル者」には、故意、過失により虚偽の事実を自ら登記した者だけでなく、現になされている虚偽の登記につきこれを是正する措置をとるべき義務ある者がその責に帰すべき事由によりこれを怠りそのまま放置している場合も含むと解すべきである。」

昭和二四年六月一日改正前の非訟事件手続法によると、不実の役員変更登記がなされた場合には、総取締役がその抹消登記の申請をなすべきものであるが、取締役の一人または全員の怠慢によりそれが遅れた場合には、外部に対する関係では、会社が自己の責に帰すべき事由によりその是正措置を怠つたものと解すべきである。更に右の改正後においては、代表取締役がその抹消登記を申請すべきこととなつた。

「本件において控訴会社の代表取締役は終始Bであつたから、同人は前記法改正の日以後は代表取締役として控訴会社の不実の登記を是正すべき職責を負うものであることは自明の理であり、同人が

その職責を尽さないときは控訴会社はその責に帰すべき事由により是正を放置したものとすべきである。勿論Bは登記簿上取締役兼代表取締役を辞任した旨登記されているから、形式上控訴会社の代表取締役として抹消登記申請をすることはできないけれども、それだからと言つて前記の職責を免ぜられる道理がなく、その目的を達成するために執りうるすべての手段を実行する職責があると謂うべきである。」

【評釈】

判旨に賛成。本件で問題となつた中心点は、商法一四条は現になされている虚偽の登記について、これを是正する措置をとるべき義務ある者が是正しないで放置した場合にも、なお適用されるかという点である。商法一四条の規定は、故意または過失により不実の登記をなした者は、その事項の不実なことをもつて善意の第三者に対抗できない旨を定めているから、代表取締役の登記についていえば、代表取締役の選任または解任がないのに、登記申請人が故意または過失によりその登記をなした場合が、これに当る典型的な場合である。もつとも、不実の登記がなされるのは必ずしも登記申請人の故意または過失に基く場合のみではない。たとえば、登記官の過誤により不実の登記がなされた場合、あるいは、無権限の第三者によつて不実の事項が登記された場合などもこれに含まれる。こうした理由によつて虚偽の登記がなされている場合には、これを信用した第三者も保護されず、登記申請人はその事項が不実のものであることを主張できるのが原則である(東京高判昭和四〇・九・二二タイムズ一八四号一六二頁、東京地判昭和三四・四・一八)

二時報一八五。
号二一五頁。

これに対して、そこになされている登記が不実なものであることを知りながら、これを是正しないで放置した場合にも、その登記の不実なことをもつて第三者に対抗しうるかが次に問題となる。たとえば、登記申請人の故意または過失によらないで不実の登記がなされた際に、これを知りながら是正しないで放置した場合、更に、代表取締役が任期満了により退任したにもかかわらず、その登記をせずに放置しておく場合などにも、この種の問題が生じてくる。これらの場合には、商法一四条の基礎にある禁反言の原則もしくは外観法理からいつても、不実の登記を放置して一定の外観を作出した者よりも、それを信頼した第三者の保護を考慮すべきものと思われ。この点はわが国の学説(大隅「商法総則」二九三頁、田中・喜多「三」、判例(東京地判昭和二、九二〇)上も認められており、不実の登記を抹消更正すべき義務ある者がこれをなさないで放置し、そのため第三者がこれを信頼して取引を行ったときなどにおいては、その抹消すべき者に自己の責に帰すべき事由があれば、同様に商法一四条を類推すべきであると解している。また、商法一四条のような規定をもたないドイツ商法においても、多数の学説、判例は同様に解している。すなわち、商業登記簿に不実の登記申請をなす者は、それが不実であることを主張できないし、また、不実の登記の除去を放置した者は、善意の第三者に対してその不実の登記に従つて責を負うとされる (Gerke, Handelsrecht und Schriftförmigkeit, 1955)。

こうした考え方に立つて本件を眺めると、X会社の取締役であつ

たAは昭和三年二月一日付で同人が代表取締役に就任した旨の登記を独断で行つたが、そのまま放置された。その後、判決事実欄に現われたところによると、昭和二年一月一日にはAの代表取締役退任の登記がなされた模様であるが、昭和五年四月十九日付で、Aが再び代表取締役に就任した旨の不実の登記がなされた。その結果、同年七月二十八日にY₁はX会社の代表取締役であるAとの間で、本件土地の売買を行つたというものである。この場合、Y₁とAとの間の売買がX会社について効力を生ずるとすれば、それは当時の登記簿の記載から、Y₁がAを代表取締役と信じたことを保護するためである。その意味で直接問題となるのは、Aが当時代表取締役として登記してあつたものを、X会社が三か月以上にわたつて放置し、そこに一定の外観を作り出したという点である。本件においてはX会社がこれを引続いて放置したことが問題とされるが、いつたん放置してそこに第三者を誤らせる外観を作り出した以上、その後は不実の登記を實際に除去するまで責を負うこととなる。この前後の事情に関する判旨の説明を見ると、Aが従前から代表取締役として登記されており、第三者を誤解させるおそれがあつたということと、本件取引が行われた当時の登記簿上の記載から、Y₁が誤解におちいつたという問題とが、その説明の上でかなり入り組んでいる。そのため、本件で問題となるのは、最後の登記簿上の記載の放置であるということが必ずしも明快でない。

判旨はX会社において実際に代表取締役であつたBについて、Aが独断でなした不実の登記を知つていたことを認定し、Bは登記簿

上代表取締役ではないから不実登記の抹消申請はできないとして、これに代るいつさいの方法を試みる義務あるものと判示する。たとえば、代表取締役選任決議不存在確認の訴を提起し、その提起前に代表取締役職務執行停止、代行者選任の仮処分申請をなすことができたし(商三七〇)、仮処分命令の登記がなされることにより、第三者が不実の登記を信頼する危険を避けえたであらうとする。それにもかかわらず、Bは登記簿上の不実の登記を従前も放置していたが、特に問題となる最後の不実の登記についてこれを是正しないで放置し、しかも、第三者の信頼をとり除く何らの方法も講じなかつたという点で、X会社に責に帰すべき事由がある。従つて、不実の登記を信頼したY₁に対しては、X会社はもはやAが代表取締役でないことを主張できないことになる。

次の問題は、商法一四条は集团的取引の相手方に限つて適用されるべきであり、また、善意でも過失ある第三者はこれにより保護されるべきでないとのX会社の主張に対し、判旨がそのように解すべき合理的根拠はないとして、これを排斥した点である。この点は判旨のいうとおりであつて、商人の固有の營業取引と直接の關係のない取引だからといつて、この点について相手方により以上の注意義務を要求する理由はないし、また、条文中の根拠もない。これに対して、商法一四条で保護される相手方は善意無過失であることを要するかという点は検討の余地がある。判旨は本件売買に當つて、Y₁がAに代表権のないことを知り、あるいは、少なくともその代表権に疑念をいだいたものと推断するのは無理であるとして、Y₁に悪意が

なかつたことを認定している。従つて、判旨は相手方に重過失ある場合にも保護されるかという点については直接応えていないが、原告の主張と合せて読むと、商法一四条で保護される相手方は善意であれば足りるとするものようである。この点は学説の多くも同様に理解しており、第三者が登記簿の記載を無条件に信頼できなければ取引の安全強化も期待できないから、いわゆる善意の第三者とは不実の登記であることを知らない第三者の意味であつて、過失の有無、軽重を問題にする余地はないと解している(尤とえは前掲田中^一、喜多^一七頁)。

最後に、Aの行為が表見代表取締役の行為として、X会社に責任が生ずる場合がないかを検討しよう。表見代表取締役の行為によつて会社に責任を生ずるためには、会社がAに代表取締役という名称を付与したか、あるいは、Aが代表取締役という名称を使用するのを黙認したとみられることが必要である。その意味では、Aが独断で自己を代表取締役として登記したというだけでは、それによつて直ちに表見代表取締役となるものではない。ただ、Aが代表取締役として登記されている上に、取引に當つてその名称を使用していたとすれば、Bらがこれを知らながら何らの措置を講じなかつたという場合には、商法二六二条によつて、会社の責任を追及する余地もあつたのではないかと思われる(同様の理論構成をとるものに前掲東^一、京地判昭和三一・九・一〇がある)。

本件については小町谷操三博士の判例研究(ジュリスト四〇八号一三〇頁)があり、判旨に賛成される。

(高鳥正夫)